

## 就職(内定・決定)・職場復帰証明書

年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	(記入しないでください。)	
住 所	〒	電話 自宅 携帯
フリガナ		生年月日
氏 名		年 月 日( 歳)

下記のとおり保育士の業務に(内定・決定・復職)しました。

(以下、事業所記入)

業務 従事先	所在地及び 電話番号	〒	電話
	施設名及び 所属団体名		
従事開始 (予定) 年月日	年 月 日	新規採用 ・ 職場復帰 (いずれかに○を付けてください。)	
勤務時間	週20時間以上の勤務		
就労先要件	(下記2の番号をご記入ください。)		
雇用形態	・正職員 ・常勤(正職員以外) ・非常勤・パート等 (○を付けてください。)		

上記のとおり(内定・決定・復職)していることを証明いたします。

年 月 日

業務従事先の法人名及び施設名

代表者(法人又は施設)の職名及び氏名

事業所印

- 1 下記2(1)～(9)で該当するものを就労先要件へご記入ください。  
2 就労先の要件が次のいずれかに該当する施設又は事業所であること。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
  - ・教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
  - ・(3)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (7) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (8) 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
- (9) 企業主導型保育事業

# 就職(内定 **決定**)・職場復帰証明書

令和 ○年 ○月 ○日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	(記入しないでください。)	
住所	〒○○○-○○○○ 愛知県名古屋市中区白壁○丁目○○番地 電話 自宅 ○○○-○○○-○○○○ 携帯 ○○○-○○○-○○○○	
フリガナ	アイチ フクコ	生年月日
氏名	愛知 福子	和暦○○年○○月○○日(○○歳)

下記のとおり保育士の業務に(内定・**決定**・復職)しました。(以下、事業所記入)

業務従事先	所在地及び電話番号	〒○○○-○○○○ 愛知県○○市○○町○丁目○○番地 電話○○○-○○○-○○○○
	施設名及び所属団体名	○○市立 ○○保育園
従事開始予定年月日	令和 ○年 ○月 ○日 <b>新規採用</b> ・職場復帰 (いずれかに○を付けてください。)	
勤務時間	週20時間以上の勤務	
就労先要件	<b>(1)～(9)でお書きください。</b> (下記2の番号をご記入ください。)	
雇用形態	・正職員 <b>常勤(正職員以外)</b> ・非常勤・パート等 (○を付けてください。)	

上記のとおり(内定・決定・復職)していることを証明いたします。

令和 ○年 ○月 ○日

業務従事先の法人名及び施設名 **○○市立○○保育園**

代表者(法人又は施設)の職名及び氏名 **園長 ○○ ○○** **事業所印**

- 下記2 (1)～(9)で該当するものを就労先要件へご記入ください。
- 就労先の要件が次のいずれかに該当する施設又は事業所であること。

- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
  - ・教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
  - ・(3)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
- 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
- 企業主導型保育事業